

三 酒税の執行

5 明治45年1月 間税官吏服制の改正

勅令第一号(官報 一月十一日) 明治四十五年一月十日

間接国税ノ検査ニ従爾スル官吏ノ服制左ノ通定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

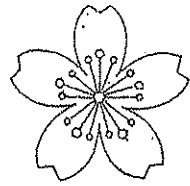
明治四十五年十二月末日迄ハ仍従前ノ制服ヲ着用スルコトヲ得

鈕 釦	上 衣				服制表
	袖 釦	領 釦	製 式	地 質	
径六分ノ円形金色梨地金属ニ桜花ノ押出模様ヲ付ス、図ノ如シ	幅五分及幅三分ノ黒七子織毛線二条ヲ付ス、其ノ間隔二分、但シ地質ニ白又ハ鼠色ノ麻布ヲ用ウル場合ニハ白線ヲ用ウ、図ノ如シ	径五分ノ金色金属製桜花章ヲ左右ニ各一箇ヲ付ス、図ノ如シ	立襟一行、五箇鈕釦、長ジャケツト、図ノ如シ	黒又ハ濃紺絨、但シ夏ハ白又ハ鼠色ノ麻布ヲ用ウルコトヲ得	

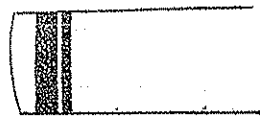
雨 覆	外 乙 套 種		外 甲 套 種				帽			袴	
	製 式	地 質	袖 釦	鈕 釦	製 式	地 質	徽 章	製 式	地 質	製 式	地 質
黒、濃紺絨又ハ黒防水布、図ノ如シ	折襟隠鈕釦長膝ノ隠ルルヲ度トス、図ノ如シ	黒、濃紺絨又ハ黒防水布	上衣ニ同シ	上衣ニ同シ	折襟胸二重、鈕釦二行各六箇ヲ付ス、後面ハ裾ヲ割キ腰部ニ帯緒ヲ付シ、之ニ七箇ノ鈕釦ヲ付ス、図ノ如シ	上衣ニ同シ	金織製桜葉五枚抱合セ、中央ニ桜花一箇ヲ付シ、帽ノ周囲ニ幅二分幅一分ノ黒線各一条ヲ付ス、線ノ間隔一分、図ノ如シ	円形ニシテ黒革ノ眼庇及支革ヲ付シ、支革ノ両端ヲ各一個ノ金色金属製桜花釦ヲ以テ留ム、図ノ如シ、但シ夏ハ白布ヲ蓋フ	黒又ハ濃紺絨	普通長袴、図ノ如シ	上衣ニ同シ



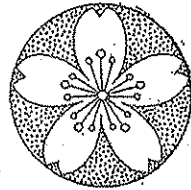
袴



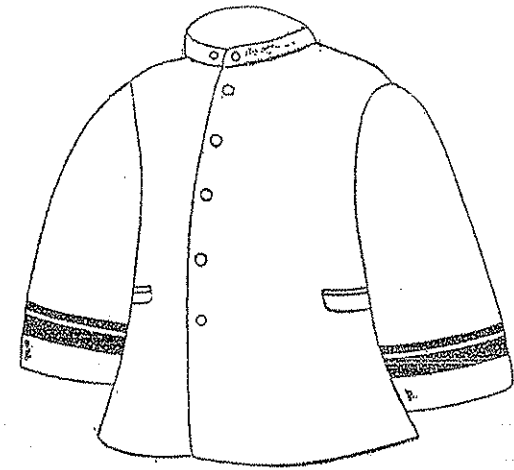
領章



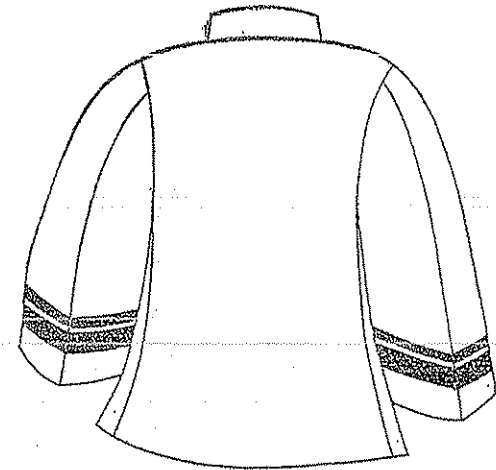
袖章



鈕釦



上衣
前面

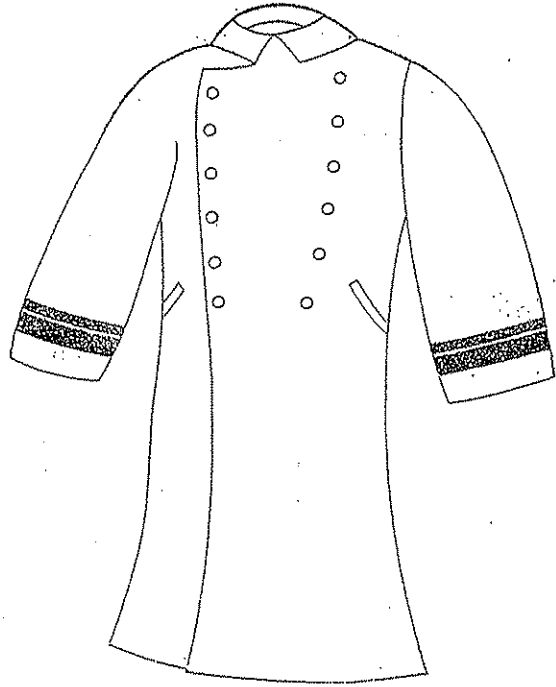


後面

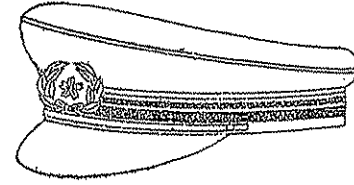
甲種

外套

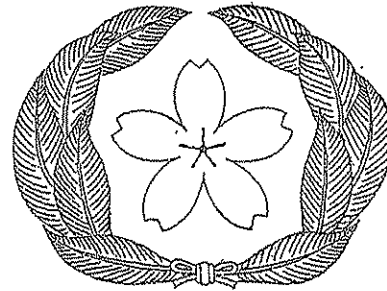
前面



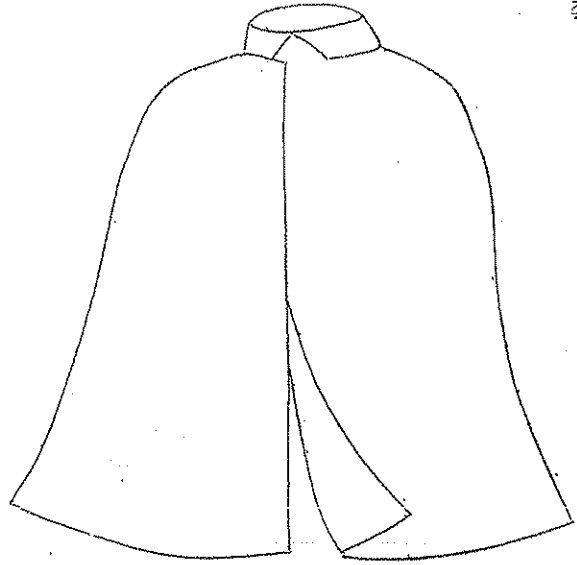
帽



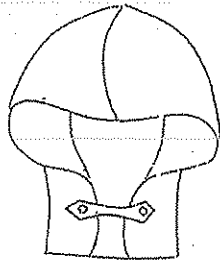
徽章



乙種
外套

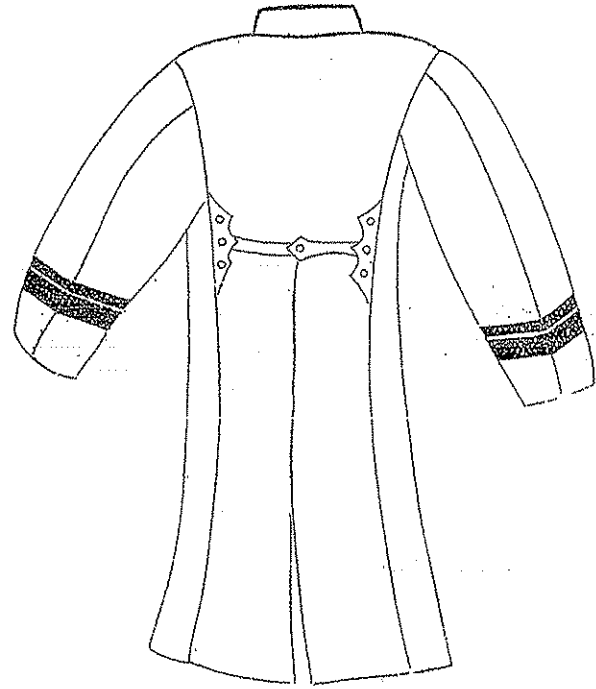


雨
褸



(法令全書)

後
面



訓令第一一號

高知県各稅務署

高知県下密造酒取締規程別紙ノ通相定メ明治四十三年五月訓令第十九號ハ之ヲ廢止ス

大正二年四月二十一日

丸龜稅務監督局長 川崎軍治

高知県下密造酒取締規程

第一條 高知県下密造酒取締ノ為、左記稅務署ニ密造酒監視係ヲ置キ間稅課ニ分屬セシム

高知、中村、須崎、赤岡、安芸

第二條 密造酒監視係ニ監視員ヲ置キ、稅務署屬及雇員ヲ以テ之ニ充ツ

監視員ノ定數ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三條 密造酒監視員ハ署長之ヲ指定シ其ノ氏名ヲ申報スヘシ、爾後異動アリタルトキ亦同シ

第四條 密造酒監視員專任以外ノ事務ニ從事セシメサルヲ本旨トス、但シ内勤ノ場合及外務差支ノ場合ハ間稅全般ノ

事務ニ從事セシムルコトヲ得

間稅課員ハ検査事務ニ支障ナキ限り密造酒監視ニ從事セシムルコトヲ得

第五條 密造酒監視係ニ係長ヲ置キ密造酒監視ニ關スル一切ノ事務ヲ処理セシムヘシ

第六條 密造酒監視係ニ屬スル雇員ハ判任官ノ補助トシテ服務セシムヘシ

第七條 雇員ハ收稅官吏ノ職種ニ涉ラサル範圍内ニ於テ偵察事務及雜務ニ從事セシムヘシ

第八條 雇員出張ノ場合ハ必ス洋服ヲ着用シ、職務執行ノ細目ハ間稅編事務及検査規程ヲ準用服務セシムヘシ

第九條 雇員ノ出張ハ常ニ稅務署屬ト全行セシメ、止ムヲ得サル場合ノ外雇員ノ數ハ稅務署屬ヨリ多カラシムルコト

ヲ得ス、但シ偵察ニ從事スル場合ハ此ノ限ニ非ス

第十條 職務ノ執行ハ服務心得ノ外左記各号ニ注意スヘシ

一 冷靜事ニ當リ粗暴據傲ノ所為アルヘカラサルコト

二 家宅搜索ヲ為サムトストキハ其ノ理由ヲ告ケ、必ス立会人ノ立会ヲ待チテ着手スルコト

三 必要以外ノ場所又ハ物件ハ決シテ搜索又ハ差押ヲ為サルコト

四 単ニ犯則ノ検査ヲ以テ足レリトセス、再ヒセシメサルコトニ注意スルコト

(昭60高松2711)

〔参考〕

訓令第一九号

稅務署

高知県下密造酒取締規程左ノ通相定ム

明治四十三年五月十三日

丸龜稅務監督局長

高知県下密造酒取締規程

第一條 高知県下密造酒取締ハ明治四十三年四月ヨリ明治四十六年三月迄ヲ以テ第一期計画期間トス

第二條 前條ノ期間ニ於テ遂行スヘキ項目左ノ如シ

一 販売的密造酒及密造酒ノ根絶

二 部落共同密造酒ノ根絶

三 中産以上ノモノ、密造酒ノ根絶

四 一般密造者ノ監視

第三条 密造酒取締ノ為メ高知、中村、須崎、赤岡、安芸ノ各稅務署ヲ通シテ判任官三十人、雇員二十四人ノ密造酒監視員ヲ置キ、当該稅務署管内ノ密造酒監視事務ヲ專担セシム、但シ時宜ニ依リ人員ノ増減ヲ為スコトアルヘシ

第四条 密造酒監視員ハ前条各稅務署間課課ニ分属シ密造酒監視係ト称ス

第五条 密造酒監視員ハ番長之ヲ指定シ其ノ氏名ヲ申報スヘシ、爾後異動アリタルトキ亦同シ

第六条 密造酒監視員ハ專担以外ノ事務ニ從事セシメサルヲ本旨トス、但シ内勤ノ場合及外務差支ノ場合間稅全般ノ事務ニ從事セシムルヲ得、間稅課員ハ検査事務ニ支障ナキ限り密造酒監視ニ從事セシムルコトヲ妨ケス

第七条 密造酒監視係ニ係長ヲ置キ密造酒監視ニ関スル一切ノ事務ヲ処理セシムヘシ

第八条 密造酒監視係ニ属スル雇員ハ判任官ノ補助トシテ服務スヘシ

第九条 密造酒監視員ノ外勤事務執行ノ場合ハ判任官二名及雇員一名若クハ二名ヲ以テ一組トス、但シ時宜ニ依リ人員ノ増減ヲ妨ケスト雖モ、雇員ノ數ハ判任官ヨリ多カラシムルヲ得ス

第十条 雇員出張ノ場合ハ必ス洋服ヲ着用シ、職務執行ノ細目ハ間稅編纂事務及検査規程ヲ準用服務セシムヘシ

第十一条 密造酒監視トシテ出張ノ場合ハ各組毎ニ上席者一名ヲ以テ組長トシ、臨檢、搜索、其ノ他一切ノ事務ハ組長ノ指揮ニ依ラシムヘシ

第十二条 雇員ノ間稅監視事務ノ補助ハ收稅官吏ノ職權ニ涉ラサル範圍ニ限り、概ネ左ノ事項ヲ行ハシムヘシ

一 偵察事務及雜務

第十三条 職務ノ執行ハ服務心得ノ外、左記各項ノ注意ヲ為スコトヲ要ス

一 冷靜事ニ當リ如何ナル場合ニ於テモ喧嘩粗暴ニ涉ラサルコト

二 犯則ノ認知若クハ思料ノ材料ナクシテ絶対ニ家宅搜索ヲ為スヘカラサルコト

三 家宅搜索ヲ為サムトスルトキハ叮嚀ニ其ノ理由ヲ告ケ、必ス立会人ノ立会ヲ待チテ着手スルコト

四 必要以外ノ場所ハ強ニ搜索セサルコト

五 職務執行中ニ於テハ物品ノ毀損又ハ損害ヲ与ヘサルコトニ注意スルコト

(昭60高松21)

7 大正14年1月 酒造の取締に関する件

閣第一六号

大正十四年一月十三日

東京稅務監督局 印

稅務署御中

酒造取締ニ關スル件

酒造業者ノ犯則ハ逐年減退ノ傾向ヲ示シツ、アルハ喜ハシキ現象ニ有之候、這ハ各署ノ施設當ヲ得タルト、取締ノ周到ナリシトニ基因スルモノト被存候、然ルニ本酒造年度ヨリハ行政整理ノ結果定員ノ減少ノ已ムナキニ至リ、各署ニ於テモ取締上著シク困難ヲ感スル事情可有之被存候ニ付、予メ相計画ヲ樹テ検査監督上遺憾ナキヲ期セラレ度、特

ニ酒造税ニ関シテハ往年來検査監督上ノ手續ヲ省略シタル關係上、万一之ガ取締ニ弛緩ヲ生スルニ至ラバ忽チ旧態ニ復シ、間税取締上由々敷問題ニ有之候条特ニ留意相成度、今ヤ酒造最盛期ニ際シ前年犯則檢舉ノ端緒ヲ辿リ、監視ノ参考ニ資スルモ徒爾ナラズト信シ、別紙各署報告ノ犯則発見端緒ヲ摘録シ通信候条、参考ニ供セラレ度
右通牒候也
(参考)

署名	適用条項	発見端緒	罰金
高崎	酒造税法 第二十四條	留即時石数對槽掛石数歩合低キニ過クルヲ以テ、經過簿記載事項ノ調査ヲ為シタル結果、槽掛當時空寸記載ノ詐アルヲ発見 清酒膠検査ニ際シ全一製造方法ナル仕込膠ニシテ、熟成膠石数ニ於テ他ノ膠ニ比較シ、著シク減石アルモノ発見シタルニ依リ、其ノ理由調査ノ結果	三四、六五〇
北条	全	現在酒造製成中臨時滓ノ受取検査ヲ為シタルニ不突合ノ点アリタルニヨリ調査ノ歩ヲ進メタルニヨル	三〇、〇〇〇
千葉	第八條 第二十四條 第三十二條	現在酒造製成中臨時滓ノ受取検査ヲ為シタルニ不突合ノ点アリタルニヨリ調査ノ歩ヲ進メタルニヨル	二九二、〇五〇
板橋	第二十四條 第三十二條	査定成續著シク不良ニシテ相当監視中ノ処、偶々一月二十九日現在酒検査ヲ為シタルニ、新清酒ニ於テ二五合ノ過剩ヲ生シタルニ付調査ノ歩ヲ進ム	八二、五〇〇
佐倉	第二十七條 第三十二條 第二十九條	酒母仕込並ニ使用済否ヲ調査ノ結果、犯則発見ノ端緒ヲ得タリ	一五〇、〇〇〇〇〇〇

署名	適用条項	発見端緒	罰金
佐原	第二十四條 第三十二條	査定済清酒ノ滓引済石ヲ査定、桶毎ニ滓引帳ノ受入高ヲ対照シタル結果	三三、〇〇〇
川越	第二十四條	現在酒検査ヲ為シタルニ、蔵内ニ於テ清酒過剩ヲ來スノミナラス、査定欠減過大ナルヲ以テ、不正行為アルモノト認め調査ノ歩ヲ進ム	三〇、〇〇〇
浦和	第二十四條 第三十二條	現在酒及製成中検査ニ於テ不符合ノ事発見進テ取調	九〇、七五〇
水戸	第二十四條 第三十二條	現在酒受取検査ニ於テ新清酒ノ過剩シタルニヨリ進テ清酒ノ異動ヲ容器別ニ調査シタルニ、日付桶ニ於テ増加シタルニ因ル	六六、〇〇〇
前橋	第二十四條 第三十二條	清酒製成中検査ヲ為シタルニ、荒走容在桶中ノ清酒著シク白濁シ居リタルヲ発見シ、調査ノ歩ヲ進メタルニ因ル	一三二、〇〇〇
太田	第二十四條	帳簿精査ノ結果控帳ヲ発見シ調査シタルニ因ル	三〇、〇〇〇
茂原	第二十四條 第三十二條	清酒製成ニ際シ荒走ヲ採リタルモ査定ニ当リ之ヲ容レタル容器無キニヨリ調査スルニ、荒走ヲ大桶ニ移シタルト云フモ、右ハ清酒ヲ再ビ混濁ナラシメ清澄ノ趣旨ニ反スルヲ以テ不審ト認めメタルト、從來査定成續膠十石当リ一斗八升ノモノアリ、三斗二升ノモノアリタル等、成績不同アリ、何等カノ原因アルモノト認めメタルニ因ル	九九、〇〇〇
銚子	第二十四條 第三十二條	清酒査定ニ当リ不当ノ欠減ヲ生ジタルニ依リ調査ノ歩ヲ進メタルニ因ル	五七、七五〇

土 浦	鹿 沼	矢 板	松 原
第二十四 条 第三十二 条	第二十四 条 第三十二 条	第二十四 条 第三十二 条	第二十四 条 第三十二 条
酒造検査トシテ製造場巡視中査定済滓桶蓋ノ片隅ニ白盤ヲ以テ滓ノ受石数ヲ記載セル形跡アリタルニヨリ、之ト滓受桶トヲ对照スルニ符合セス、依テ之ガ原因ヲ調査スルニ曖昧ナル答弁ヲ為シ事實ニ齟齬スル点アリタルニヨル	本酒造年度仕込第一号以来査定成績甚ダ不良ナルモ、事由人為的ナルヤ自然のナルヤ通例ノ検査方法ヲ以テシテハ探究シ得ザルヲ以テ、自大正十三年一月十六日至全二十日間、仕込第二十五号ヨリ第二十七号迄三本ニ付立会摺リヲ執行シタル処、成績悉ク相当ニシテ從來ノ成績ト比較勘案スルニ、其ノ欠減ノ過当ナリシハ人為的ニ依ルモノナリト思料シ、現実ノ事例ヲ示シテ尋問調査ノ歩ヲ進メタルニ因ル	清酒製成操作ニ關シ取調ベタル処、査定未済ノ清酒滓ヲ抜取リタル事實ヲ発見シタルニ因ル	荒走ノ滓ハ從來査定前ニ分離シ枡量トシテ之ヲ提供シタルニ二月十四日ノ査定ニ之ヲ提供セザル為メ、現在酒並ニ滓受桶ヲ為シタル結果
三九、六〇〇	一六九、九五〇	五一、四五〇	三〇、〇〇〇

(平19東京1454)

8 大正14年3月 間税官吏服制の廃止

勅令第三十四号(官報 三月三十日) 大正十四年三月二十八日

明治四十五年勅令第一号ハ之ヲ廃止ス

附則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(法令全書)

9 大正15年11月 酒造組合の交付金に関する件

問第七〇四号

大正十五年十一月九日

東京税務監督局 圖

税務署長

酒造組合交付金に關スル件

本年四月酒造税法ノ改正ニ伴ヒ其ノ造石数ニ応シ所属酒造組合ニ對シ交付金ヲ交付スルコト、相成候処、右交付金ハ十四酒造年度分ニ對シテハ本年五月以降九月末日迄ノ造石数ニ、次年度以降ハ全年度ノ造石数ニ對シ各年度經過後ニ交付セラルヘキ等ニ有之候、從テ所属酒造組合ニ於テ経費予算ヲ計上スル場合ニ於テ国库交付金ヲ掲ケムトスルトキハ、組合員前年度ノ造石数ニ依拠シテ計上スルコトヲ相当トシ、然ラスシテ当該年度ノ造石数ヲ概算シテ計上スルトキハ、交付金ハ年度經過後ニ於テ交付セラルヘキニヨリ年度内収入トナラサル為、収支ニ支障ヲ来スコト、相成ヘク候条、管下酒造組合ニ對シ誤解無之様周知方被取計度
右通牒候也

両国橋	醍醐橋	水道橋	四谷		幸橋	京橋	永代橋	神田橋	署名	酒造税交付金組合別利用一覧表
"	"	"	"	東京酒造組合	大島酒造組合				酒造組合名	
七五九	1	八	九五	一二	四九	1	1	1 四	交付金概算	
"	"	"	"	"	検査室、尺度、帳簿等ノ設備ハ從來通り個人ニ於テ設備シタルモノナシ				検査、査定、其ノ他徴税上ノ補助施設	
"	"	"	"	"	其ノ他ノ利用方法ニ就キテハ有効適切ナル費途ニ充ツル見込ナルモノ未ダ具体的成案ナシ				其ノ他ノ利用	

- ロ 度量衡器ノ共同購入
- ハ 帳簿、申請申告用紙印刷配付
- ニ 黒板
- ホ 検査服
- ヘ 靴カバ
- ト 暖温器
- チ 講習講話会開催
- リ 書籍購入費
- ヌ 事務所設置費
- ル 事務員給料、旅費
- ヲ 桶帳及速算表購入配付
- ワ 通信運搬費
- 二 其ノ他ノ利用方法
 - イ 基本金積立
 - ロ 従業者表彰費
 - ハ 品評会費
 - ニ 酒造業改良費、販路拡張費
 - ホ 酒造米奨励費
 - ヘ 銘醸地視察費

千葉	千市酒造組合	三七三	領簿 申告申請書用紙印刷費、通信運搬費、受取 上必要ナル器具ノ設備費(約二二二円)	品評会費一五〇円、積立金一〇〇円
松戸	東葛飾郡酒造組合	五、〇〇〇	領簿 申告申請書用紙印刷費、通信運搬費、受取 上必要ナル器具ノ設備費、検査服新調費、受取 (二二五〇円)	組合書記手当一三〇円、品評会費一 五〇円、従業者表彰費一五〇円、積 立金二二二円ヲ揚上シ専ラ斯業ノ改 善ニ努メ之ヲ有効ニ利用セントス
佐原	香取郡酒造組合	一、四一四	酒造ニ関スル申請書用紙ハ従来組合員ノ負担ニ テ製セルヲ、交付金ヲ以テ整理一調製配付ノ見込 ニテ、此ノ費用約三〇〇円ナリ	交付金ノ半額ヲ積立テ組合基本金ニ 充テ、尚講習課話会費并ニ組合一般 経費ニ繰入レタルモ、其ノ内取左ノ 如シ 一 講習課話会費 七〇七円 一 組合経費繰入 三五七円
銚子	海濱酒造組合	一、一八二	徴収事務練習ノ為メ開催シタル講習会補助費二一 五円、泡尺購入費三一円支出シタルノミニテ、他 ニ特記施設ナシ	徴収上ノ補助施設及品評会費并ニ積 立金ニ充当スル見込ナルモ、之ガ具 体的施設事項究中
東金	山武酒造組合	五六六	本年度ハ検査服(二十七枚、代金九十五円)ヲ新 調シ配付シタルノミナルモ、次年度ニ於テハ検査 用尺度、被褥申請書用紙及検査室ノ改装等 ニ充当ノ見込	交付金ノ内五割(約二八三円)ヲ毎 年積立テ必要ニ応ジ品評会費、講習 会費、酒造米奨励費、従業者表彰費 等ノ補助ニ使用ノ見込
茂原	長茂酒造組合	一、三〇〇	本年度ハ検査服及被褥并ニ申告申請書用紙配付代 トシテ二四四円支出ノコトニ決定セリ	剰余金二〇〇円ハ全部積立金トシテ 有効ナル利用方法ヲ課セントス
木更津	君津酒造組合	七七五	本年度ニ於テ検査室ノ改装ヲ為シタルモノ七(費 用約三五〇円)アリタルモノニ費用ハ組合員各 自ノ負担トナシタリ、尚検査服ノ新調及受取上必 要ナル器具費、通信運搬費等ノ施設ヲ為シタリ、 コノ費用約二三四円ナリ	剰余ノ金額(約五四四円)ハ特別会 計トシテ積立テ有効ナル施設ヲ為サ ントス

浦和	埼玉県酒造組合	一、九八九	県組合トシテ施設シタルモノナシ 北足立支部トシテ施設シタル事項左ノ如シ 一 検査室ノ新築シタルモノ三戸(各自製造者負担) 二 検査服新調、度尺器具、被褥器具ノ購入配付、被褥 用紙印刷代、容積測定事務講習会費等(約五九五 円)	県組合トシテハ イ 十分ノ四(約四、六〇〇円) ロ 十分ノ四(約四、六〇〇円) ヲ組合経費中ニ繰入レ、主ト シテ事業改良費、販路拡張費 ニ充当シ ハ 十分ノ二(約一、三〇〇円) ヲ組合積立金トシテ賦課費ニ 利用ノ見込ナリ 北足立支部ニ於テハ検査又ハ徴収上 必要ノモノヲ支弁スルノ外全部積立 テ剰余金額ニ至リタル後醸造技術官 ノ招聘其ノ他斯業改善ニ資スル費用 ニ利用ノ見込 (支部積立金二〇〇円)
川越		四、五〇〇	検査服新調、検査用尺度、度尺パター以上ヲ新調シ 比企支部ニ於テ配給シタルノミニテ、他ハ前年度 ニ於テ各自負担ニテ調製備セシメタルヲ以テ 本年度ニ於テハ特ニ施設シタル事項ナシ	支部トシテハ利用方法究中ナルモ 大体組合支部費ニ充当シ、残余ハ喇 酒会又ハ品評会費ニ充当ノ見込
秩父		五五四	検査用器具、尺度ノ購入、検査室ノ改装並ニ設備 費ノ補助(一〇〇円)	表彰費ノ補助トシテ三五円ヲ支出ス
熊谷		一、八〇五	検査室ノ改装、尺度、検査服ノ新調等ノ施設ヲナ シタルモノ、費用ハ全部各自ノ負担ナリ	交付金ハ本部ヨリ交付ヲ受ケタル全 額ヲ以テ大里児玉支部経費ニ充ツル モノニシテ之ガ利用方法ノ細目ハ改 究中 (支部経費七二二円)
忍		一、五三七	酒造用ノ空尺ヲ共同購入配付ス (一二六円)	交付金ハ本部ヨリ受ケタル約六一五円 ノ内三〇七円ヲ積立金トシテ残リヲ 支部経費ニ繰入レ所業改良費ニ利用 ノ見込
粕壁		一、三五八	当支部ノ施設トシテハ検査室ノ改装、新築、検査 服及尺度ノ新調配付ヲナシタルモノ、右費用ハ組合 員ニ於テ一時立替積金キ、交付金下付ノ曉ニ於テ之 ヲ支出スルコトニナシタルモノ、検査室ノ新築ハ組 合員ノ負担トシタリ、而シテ検査服及尺度ノ購入 費用ハ約四一三円ナリ	其ノ他ノ利用方法ニ就テハ目下究 中
埼玉県計		一一、七四三		

栃木	下都賀郡酒造組	二、四一一	検査室ノ改修及検査服ハ交付金支給前、検査用尺 度水粉ノ統一等ハ施行後ニ於テ各自ノ負担ニテ 設備ヲ完了セリ、横断並ニ申請書用紙モ亦各自 ノ負担ニテ配付シツ、アリ、而シテ採来交付金ニ テ支弁スルヤ否ヤ具体的施設事項ハ未定ナリ	交付金ハ左ノ割合ニテ利用セントス ル見込ナリ 一、五四一 円六割組合基本金ニ積 立 一、〇二七 円四割組合経費ニ充當
大田原	那須塩谷郡酒造 組合	二、五六八	当組合ニ於テハ本年度初ニ於テ各自ノ負担ニ テ検査室ノ改修並ニ検査服及尺度等ヲ購入シ各製 造場ニ設備セシメタリ	交付金ノ内四〇〇円ハ基本金トシテ 積立テ、残七八円ハ組合経費ニ組入 レ有効ニ使用スル見込ナリ
足利	足利安藤酒造組	七二二	検査服及尺度、検風器ヲ購入配付セリ 費用約二四三円	交付金ノ内四〇〇円ハ基本金トシテ 積立テ、残七八円ハ組合経費ニ組入 レ有効ニ使用スル見込ナリ
栃木県計		八、一一八		

水戸	水戸酒造組合	五五〇	検査服、呼鈴消耗品等 費用約一七四円	交付金ノ内通常経費ヲ除キタルモノ ヲ左ノ割合ニテ利用ノ見込 積立金 二七六円 醸造研究費 一〇〇円
太田	水戸酒造組合ニ全シ 費用約一四一円	五七五	水戸酒造組合ニ全シ 費用約一四一円	交付金ノ内通常経費ヲ除キタルモノ ヲ左ノ割合ニテ利用ノ見込 積立金 一三四円 醸造研究費 一〇〇円
太田	久慈郡河内酒造組	一、六九九	当組合ニ於テ本年度施設セントスル事項左ノ如シ 一 検査室ノ改修、改築ノ程度ニ依リ二十円、改 修ヲ要スル製造場九 総額一八〇円 二 検査服ノ配置 九八〇円 三 尺度検風器ノ購入補助 四〇〇円 四 納税告知書ノ送達及注意 二〇〇円 計 六九九円	交付金ノ内一〇〇円ヲ積立テ基本金 ト為ス 積立金 一〇〇円 事務員手当旅費 三〇〇円 品評会ノ一割ニ充當 八〇〇円

松原	多賀酒造組合	八〇〇	本年度ノ施設事項トシテ事務員一名ヲ採用シ左記 事務ヲ補助セシム 一 納税補助 二 検査ニ便宜スベキ諸設備ノ記録整理並ニ備 三 検査ニ便宜スベキ諸設備ノ記録整理並ニ備	交付金ノ利用方法ノ内訳左ノ如シ 積立金 四〇〇円 事務員手当旅費 三〇〇円 品評会ノ一割ニ充當 八〇〇円
麻生	鹿島行方阿那酒 造組合	六三三	当組合ニ於テ本年度ノ施設事項左ノ如シ 一 検査室ノ改修ヲ為シタルモノ五、費用各自 二 合秤共同購入 一九七円 三 検査服及呼鈴代 四〇六円 四 検査用紙印刷代 四三三円 計 一、〇三三円	当組合ニ於ケル本年度積立金ハ一〇 〇円ナルモ施設事項ニシテ一區落ヲ 告グレバ逐年増加ノ見込、尚外ニ専 担事務員一人ヲ置キ一八〇円ヲ支出 ス金額ノ交付金額ニ合セ一人ハ組 合ニ於テ便宜口額支出ヲ為シタルニ 因ル
滝ヶ崎	福北両郡酒造組 合	四八六	当組合ニ於テ本年度ニ於テ各自ノ負担ニテ検査 服、尺度等ヲ購入配付シタルモノ、尚左ノ施設事項 ヲ行ハントス 一 検査用紙印刷代 七円 二 検査用品費 二二円 三 講習講話全開催費 四四円 計 七三円	昭和二酒造年度以降ハ交付金ノ内八 百円以上ヲ基本金トシテ積立テ、残 金額ヲ組合経費ノ一部ニ充テントス
土浦	新筑酒造組合	一、七〇〇	当組合ニ於ケル本年度ノ施設事項左ノ如シ 一 検査室ノ新築改築 二 度量衡器ノ共同購入 三 検査用紙印刷 四 検査用紙ノ印刷 五 尚本年度ヨリ負担シテ施設ヲ為シタル ノ新築ナルト新築酒造組合ノ合同事務 員ニシテハ相違等ノ補助事務ハ為サザ リシモ、納期ニ際シテハ相違等ノ補助 年度ハ命令事項ノ全数ニ互リ補助施設 メントス	当組合ニ於テハ二四二円ヲ基本金ト シテ積立テ、残額全部即チ八〇九円 ヲ組合経費トシテ組入ルモノトス
下館	真壁郡酒造組合	一、三八〇	其壁郡酒造組合ノ施設事項左ノ如シ 一 椅子設備 一三六円 二 検査服 三三八円 三 検査尺 六五円 四 検査用紙印刷 三九〇円 五 検査用紙印刷 三九〇円 六 検査用紙印刷 三九〇円 七 検査用紙印刷 三九〇円 八 検査用紙印刷 三九〇円 九 検査用紙印刷 三九〇円 十 検査用紙印刷 三九〇円 計 三、〇〇〇円	交付金ノ内二四二円ヲ基本金トシテ 積立テ、残額全部即チ八〇九円 ヲ組合経費トシテ組入ルモノトス

茨城県計	鹿	結城郡酒造組合 備センメタルモ各島ノ負担トシテ交付金ハ利用セズ	七六一	交付金全部七六一円ハ基本金トシテ積立テ他日有効ニ使用ノ見込
	猿島郡酒造組合	当組合ニ於テハ既ニ検査費ノ改修 尺取購入、検査服新調等一般事項ハ各自ノ負担ニテ施設ヲ為シ命令事項ノ充塞ニ努ムル方針ナリ	四六二	組合経費ノ残額ヲ全部基本金トシテ積立ツルコトニ協定ス
			九、〇四六	

前橋	前橋酒造組合	検査服等徴税上補助設備費	二二〇円	積立金 印刷費 一、〇〇〇円 組合費充當 三、〇〇〇円 内訳 講習会予選会費 一、〇〇〇円 醸造技術研究費 三、〇〇〇円 使用人表彰 三、〇〇〇円 根拠費 二、〇〇〇円 予備費 二、〇〇〇円
高崎	上毛酒造組合 北甘葉酒造組合 多野酒造組合	当組合ニ於ケル三組合ハ普通ニテ左ノ施設ヲ為シタリ、内訳左ノ如シ 一 検査服新調費 一八六円 二 靴カバ 二四四円 三 注意事項其ノ他伝達費 三〇〇円 四 臨時事務員給 六〇〇円 計 三、〇〇〇円	一、八〇四 一八六 六八七	其ノ他ノ利用方法トシテ品評会及講習会費ハ三組合ニテ按分シテ六〇〇円ヲ支出ス 尚残余額ハ左ノ割合ニテ積立金ト為ス 上毛酒造組合 一、二二三円 北甘葉酒造組合 一、二二三円 多野酒造組合 四五五円
中之条	群馬県吾妻酒造組合	当組合ニ於テハ検査室ノ改築、検査服、尺度、根拠用紙類ハ各自ノ負担ニテ之ヲ設備セシメタリ	一九六	交付金ノ利用方法ハ全部ヲ組合基本金トシテ現在ノ基本金ト合シ將來相当額ニ達シタル時ハ此ノ利息ヲ以テ組合ノ諸経費ニ充當スル見込ナリ
沼田	利根酒造組合	補助施設事項中之条ト同ジ	四四三	交付金ノ大部分ハ組合員救済資金トシテ積立テ其ノ利用方法トシテハ一般ニ低利ニ組合員ニ貸付ケ斯業改善ノ実ヲ挙グル意向ナリ

桐生	山田郡酒造組合	当組合ニ於ケル施設事項左ノ如シ 一 帳簿申請申告書印刷費 七四円 二 検査服新調 五四四円 三 通信運搬費及雑費 一四〇円 計 一六八円	三六二	其ノ他ノ利用方法トシテ左ノ施設ヲ為ス 一 銘醸地視察 一〇四円 二 書籍購入費 一〇〇円 三 積立金 一八〇円 計 一九四円
群馬県計	群馬県東部酒造組合	検査室ノ改築、検査服ノ調製、検査用尺度ノ新調等ハ各自ノ負担トシテ施設シタルモ、昭和二年度以降ニ於テハ交付金ヲ有意義ニ使用シタタ良作案攻究中	三、〇〇〇	上欄ニ併記
全県計			六二、一六〇	

(平19東京1454)

11 昭和6年9月 醸造技術指導上注意の件

蔵税第一七一六号

昭和六年八月五日

東京税務監督局長 泉至剛殿

醸造技術指導上注意スヘキ事項三箇スル件

大蔵省主税局長 青木得三

酒造業者ニ対スル醸造技術ニ付テハ適切ナル方針ニ依リ夫々御配意中ノコトト存候得共、近時指導ニ方リ業界不況ノ

対策トシテ殊更酎水能力ニ富メル特殊ノ仕込方法ヲ指示推奨スル向アル哉ニ及關係
斯クノ如キハ酒造税法制定ノ精神ニ反シ酒造税収入上ニ相当影響ヲ与フル虞モ有之、稅務管庁ノ醸造指導方針トシテ
濃強醇酒ノ醸出ニ依ル割水増量ノ利益ヲ標榜スルカ如キハ種当ナラスト被存候條、若シ斯クノ如キ指導方法ヲ採ル者
アラハ爾今之ヲ避クル様致度、此ノ段及通牒候也

(平19東京1454)

12 昭和23年10月 酒類密造対策協議会設置の件

酒類密造対策協議会設置について 昭和二十三年十月二十二日(明一第百七号)

標題の酒類密造対策協議会の設置及び具体的密造取締計画の樹立等については着々準備を進めておられることと存
ずが、既に新米の巡回期に達入り取締の実施を目前に控えており、なお今回連合軍總司令部から別紙写の通り覚書
を交付された次第もあるから、右協議会は本月中に設置し、之れが設置を了したるときはその設置年月日、協議会規
程、及び委員会名簿各二部を財務局に送付せられたい。

なお各委員の委嘱書は追って送付する。

覚書

一九四八年九月二十四日

総司令部價格統制及び割当課監査係

一 日本国政府大蔵省の報告によれば、米及び米類の密造酒類醸造へ使用される量は、各種見積によれば、過去数年

年において年一百万石から二百万石以上と云われている。

かかる不正使用は次の三重の結果をもたらした。

(イ) 實際上、二百万石以上の潜在的な、利用可能なる米及び米の代替品が酒類密造に使用され、主食の需給を圧迫した。

(ロ) 日本国政府は潜在的に酒税の多額の損失をしている。

(ハ) 公衆衛生の見地より酒の不正醸造は好ましくないことが実証された。

二 来るべき一九四八―四九米穀年度間のかかる使用を十分に減少せしめるため、取締規則を全国的且つ継続的に有効に実施する手段方法を考察すべく、懇談会、並びに、討論会が数次に亘り日本国政府との間に開かれ、これらの懇談会及び討論会の結果、次の一般原則に到達し、且つ意見の一致を見た。

(イ) 全ゆる不正使用の中大部分が大蔵省の管轄に属する酒類醸造の分野に於て行われている以上、今後立案されるべき実施計画に対しては大蔵省が、総合的責任を負うべきこと。

(ロ) 密造関係事件は通常経済事犯を伴うものであるから、地方警察、国家地方警察及び経済調査庁は稅務署と共に、積極的に捜査取締に当たること。

(ハ) 実施計画の期間は、一九四八年十月一日より全米穀年度に亘るべきこと。

(ニ) 取締の重点

1 無免許製造者

a 農村等に於ける密造(販売を目的とする悪質なものに重点を置く)

b 町村の「集団」計画的な大規模密造

- 2 既免許者に対する割当原料、製造、庫出の厳格且つ継続的検査
- 3 既免許製造者又は密造者に対する生産者よりの米の販売について
- 4 麹製造者に対する厳格且つ継続的検査
- 5 酒の配給所及び小売商

(ハ) いやしくも法律の実施及び醸造用重要物資の割当、配給計画、輸送取締に責任を有する全ての日本国政府機関は、本実施計画における明確な義務と責任を与えられるべきこと。

(イ) 大規模な全国的宣伝及報道計画が本計画の全期間に亘り遂行されるべきこと。

統制及び割当課監査係の原則的承認を得た。以下は本計画の主要実施並びに協力機能の要約である。

(イ) 取締協議会は中央政府及び各都道府県に設立される。中央協議会は以下の代表者によって構成される。

- 1 大蔵省—主税局長及び部課長四名
- 2 経済安定本部—主食品課長及び加工食品課長
- 3 中央経済調査庁—査察部長及び食糧課長
- 4 法務庁—経済第一、二、課長
- 5 最高検察庁—検事一名
- 6 農林省—食糧管理局業務部長及び米、麦課長、藪類課長
- 7 国家地方警察本部—刑事部長及び防犯課長

8 酒類配給公団—総務局長

都道府県協議会は中央協議会にけると同じ機関の地方庁の代表者等を以て構成するものとする。

(ロ) 各協議会は左の事項について責任を負うものとする。

- 1 酒類密造の全般的取締のための一般計画
- 2 中央又は地方における連絡調整機関たること。
- 3 協議会は一切の関係機関からの報告を受け事業の実施状況及びその実績を調査する。
- 4 協議会は、実施措置の必要性及び計画の進捗状況を一般に知らしめるため必要な措置をとる。右の措置は協議会より直接に及び主税局の管理第三課を通じて、新聞、ラジオ、ポスター等により行うものとする。
- 5 協議会は、供出割当を完遂せざる村又は個人或いは主食保有の疑いある者、或いは密造者及びその他の不正商人に直接又は間接に販売した疑いある人々に関する情報を得るために中央、地方の食糧事務所と密接に連絡を保つ。

6 協議会は農林省と共に既免許製造者、酒類配給所、小売業者に対し、それらの業務に対する厳格な統制の実をあげるため継続的取締監視の計画を作成する。

7 協議会は本計画の実施期間中、密造取締のため関係各庁が協力一致した活動を取るようにするため、一切の実施関係機関、殊に地方警察の長及び国家地方警察の長と密接な連絡を保つ。

8 協議会は又輸送の衝に当る官吏と密接な連絡をとり、不法入手された原料及び製品の輸送を根絶するため、充分な措置をとられているかどうかを確かめる。

9 協議会は本計画の運用より生ずる訴訟事件を厳正且つ迅速に処理するため、法務庁及び検察庁と常時連絡

を保つ。

10 協議会は一切の関係機関の協力なりを監視し、又常に一切の関係機関に所期の成果を目ざして最大の努力を尽しめ、本計画の達成を促進するよう努める。

11 地方協議会は少なくとも毎月一回召集することとし、月毎の統計月報を翌月の末日までに中央協議会に到達するよう充分時間において中央協議会に提出しなければならない。

(平7高松20)